

水稻共済に加入しましょう

～備えあれば憂いなし～

近年、台風や豪雨などの自然災害が多発しており、農業者自らが備えをしておくことが重要です。こうした中、農業共済は、自然災害等により作物等に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。

加入者の負担を軽減するため、掛金の50%を国が負担します。また、農業者ごとに「危険段階別共済掛金率」を設定し、共済金の支払が多い農業者と、少ない農業者との組合員等掛金負担額に差をつけることにより、公平性を図ります。

自然災害等に備えて、水稻共済の加入をお勧めします。

《新設された方式・特約》

・地域インデックス方式

農林水産省が公表している市町村の統計単収の過去5か年（5中3）を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に、共済金が支払われます。

なお、市町村の統計データを用いるため、地域全体で減収しないと支払い対象になりません。

・一筆半損特約

引受方式が農業者ごとの方式になると、一筆のみ大きな被害を受けても、共済金の支払い対象にならない場合があります。

しかし、一筆半損特約を加入する方式に付加することで、一筆だけでも5割以上の減収がある場合、「5割減収」として共済金を支払います。

なお、加入した方式と一筆半損特約で両方とも共済金の支払対象になる場合は、共済金の支払い額の多い方が支払われます。

参考 引受方式等と共済掛金の比較（10アールあたり）

引受方式	補償割合	補償単位	損害評価	組合員等負担共済掛金 (保障割合)	一筆半損特約を 付加した共済掛金
一筆方式	7～5割	耕地ごと	現地調査	52円（7割）	—
半相殺方式	8～6割	農業者ごと	現地調査	79円（8割）	101円
全相殺方式	9～7割	農業者ごと	出荷資料	241円（9割）	248円
品質方式	9～7割	農業者ごと	出荷資料	258円（9割）	268円
地域インデックス方式	9～7割	農業者ごと	統計データ	14円（9割）	108円

※一筆方式は、令和3年産で廃止されます。

※共済掛金は、組合の平均的な金額です。実際には農業者ごとに異なります。

※共済掛金とは別に、賦課金が課されます。